

## 地域自立支援協議会における 障がい者グループホーム「日中サービス支援型」の実施評価等について【検討】

### 1 検討の趣旨

- ・平成 30 年度報酬改定において、障がい者の重度化・高齢化に対応できる障がい者グループホームの新たな類型として「日中サービス支援型」が創設された（別添 1 参照）。
- ・その運用にあたっては、サービスの質の確保を図る観点から、当協議会等において実施状況の評価を行うことが基準省令に定められているため、具体の取扱いについて検討を行うものである。

#### 基準省令第 213 条の 10（協議の場の設置等）

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

### 2 「日中サービス支援型」共同生活援助（グループホーム）の概要

- ・利用者に対し、共同生活住居において昼夜を通じた介護等の支援を提供する（利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げるものではない）。
- ・地域で生活する障がい者の緊急一時的な支援等に応じるため、短期入所（空床型を除く）を併設する。
- ・主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障がい者（日によって利用することができない障がい者を含む）であるが、障がい支援区分による制限は設けない。
- ・住まいの場であるグループホームの特性は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障がい者への支援を可能とするため、1 つの建物への入居を 20 名まで認める（11 人以上の場合は、2 人以上 10 人以下のユニットに分けることが必要となる）。
- ・職員配置基準は（別添 2 参照）のとおり。
- ・報酬単価は（別添 2 参照）のとおり（ただし夜間支援等体制加算はない）。

### 3 他都市における日中サービス支援型の指定・評価等の状況

（別添 3 参照）

#### 4 日中サービス支援型に対する大阪市地域自立支援協議会の役割（案）

##### （1）指定状況の把握

- ・新規指定した日中サービス支援型の事業者について、福祉局から報告を受ける。

- ※ 当該事業者の指定は、通常の事業者指定と同様の手続により行う。

##### （2）実施状況の評価

- ・日中サービス支援型の全事業者の実施状況について、福祉局から報告を受ける。

- ・報告内容をもとに、適正な実施状況であるかを評価する。

##### （3）事業者に対する要望、助言

- ・評価を行った事業者に対し、実施上の問題点を指摘し、その改善を要望（意見提出）する。必要に応じて協議会から改善方策を助言する。

#### 5 日中サービス支援型の運営評価（案）

##### （1）手続の流れ

- ・日中サービス支援型の指定を受けている全事業者に対し、年1回、評価を行う。

- ・全事業者に評価シートの記載、提出を求める。

- ・評価シートの記載内容を元に、当協議会において各事業者が適正に実施されているかを評価する。評価シートの記載内容だけでは実施状況の評価できない場合は、必要に応じて個別に事業者を確認等を行う。

- ・評価の結果、改善が必要と判断された場合は、当協議会の意見を元に福祉局から当該事業者に改善を指導する。

##### （2）評価の方法

（別添4参照）

#### 6 今後のスケジュール

平成30年10月～

日中サービス支援型の実施評価の手続・手法の詳細に係る検討、意見聴取

当協議会の次回開催（平成31年3月頃？）までに

日中サービス支援型の実施評価の手続・手法の確定

次回の当協議会（平成31年3月頃？）

実施評価の手続・手法の説明、（新規指定があれば）指定状況を報告

平成31年度の当協議会

当協議会において（新規指定があれば）実施状況の評価を実施

- ※ 運営評価の手法等については、施行後も随時見直しを行いながら運用していく。

- ※ 日中サービス支援型の事業者指定については、準備が整い次第順次進めていく。